

○調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程

令和5年3月31日議会告示第2号

調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、調布市議会基本条例（平成25年調布市条例第29号）第19条第2項の規定により、議員の政治倫理に関する規準等を定めるものとする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、これを害する行為を行ってはならない。

2 議員は、前項の行為を行っているとの疑いを受けないように努めなければならない。この場合において、その疑いを受けたときは、自らその疑いについて説明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理に関する規準)

第3条 議員は、前条に規定する責務を全うするため、次の各号に掲げる規準を順守しなければならない。

- (1) 市民全体の利益の実現を指針として活動するものとし、それを損なう行為をしないこと。
- (2) 議員の権限又は地位を利用して、市の公正な業務執行を妨げる行為又は人権侵害と認められる行為をしないこと。
- (3) 政治的又は道義的に批判を受けるおそれのある寄附等の授受その他の行為をしないこと。
- (4) 関係法令の規定に基づき、市の業務を請け負い、又は請け負う企業、団体等の役員に就いてはならないこと。

(審査の請求)

第4条 議員は、前条に規定する規準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の半数以上の議員の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

(審査等)

第5条 議長は、前条に規定する請求を受けたときは、その調査及び審査を議会運営委員会に付託し、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。